

新学習指導要領を踏まえて

通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒及び発達障がいのある児童生徒にとっても、学びを豊かにし、心の教育を充実させることは学校教育の課題です。

一人一人の学習・生活面での教育的ニーズを的確に把握し、適切な支援を行っていくことが重要です。これらの課題解決が一人一人の学びの豊かさ即ち学力の向上と心の教育の充実につながります。

「学び合いの充実」と「学びの習慣づくりの充実」のために

- 学習のねらいがわかり、自分の考えを表現したり他の児童生徒の意見を正しく聞き取ったりすることができるように、個の特性に応じたかかわりを深めることが学び合いの充実につながります。
- わかることできることを増やしていきながら学習意欲を高めていき子どもの存在を認めていくことによって学びの習慣づくりが図られていきます。

一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実のために

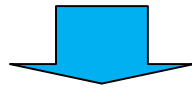
◇「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の有効活用

特別な支援を必要とする児童生徒の学習状況を一層丁寧に把握するために「個別の指導計画」を作成し、学習の状況や結果の評価を行い、日々の授業実践への活用を図ることが大切です。

医療・福祉・教育・労働の関係機関が連携し、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別な支援を必要とする児童生徒に、「個別の教育支援計画」を作成し効果的な活用を図ることが必要です。

◇家庭との連携

学習や生活上の困難な状況について、家庭との共通理解を図りながら一貫性のある支援をしていくことが求められるとされています。保護者が抱えている養育の困難さを理解して共感的にかかわることが望まれます。



- 1 学級経営の充実**  
一人一人の児童生徒の存在を認め、思いやりのあるあたたかな学級づくりを基本とすることが大切となります。
- 2 個に応じた指導**  
「気になる行動」「できない行動」に目を向けるのではなく、「よいところ」「できるところ」を見出し、特性を的確に把握することが大切です。学習目標や課題の設定、発問や板書、教材の工夫など具体的で分かりやすい支援を工夫することが効果的です。
- 3 環境の整備**  
適切な言語環境の工夫や教室内の整理整頓など、落ち着いた教室環境の整備に努めましょう。
- 4 適切な評価**  
児童生徒一人一人の学習状況を的確に評価し、補充的な学習や個別指導など個に応じたきめ細やかな指導に生かすようにすることが大切です。指導と評価の一体化を図り「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の見直しを行うことが必要です。

◇研修の充実

発達障がい（LDやADHD等）があり支援を必要とする児童生徒の指導の在り方について研修し、全教職員の共通理解のもと課題解決を図るようすることが大切です。

地域教育相談推進事業や養護教育センターや特別支援学校のセンター的機能等を活用し研修や事例検討会を行いましょう。

◇特別支援学級や通級指導教室の児童生徒への支援

基本的には通常の学級で配慮を要する児童生徒への指導と同じですが、実態に応じて特別支援学校の学習指導要領の趣旨を生かしながら、指導を進めることも考えられます。